

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	奥出雲町 (32343)
地域名 (地域内農業集落名)	横田地区 (加食、大曲、六日市、角、大市、馬場、やりめ、五反田、樋口、蔵屋、稲田、原口)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	465.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	465.1 ha
② 田の面積	320.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	144.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	45.3 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

(現状)横田地区は、人口2,328人、世帯数1,064戸、高齢化率46.5%(令和6年12月末現在)の地区である。担い手不足が深刻であり、鳥獣被害も増加しているため、遊休農地が増加し、持続的な農業が困難になることが懸念される。
(課題)横田地区の中心経営体は、法人6経営体、個人6経営体、集落営農組織(任意)8組合であり、遊休農地の拡大を防ぎ、持続的な農地利用を図るには、引き続き中心経営体となる法人・個人経営体、集落営農組織の確保・育成に努める一方で、地区内で広域的な連携が必要である。また、国営開発農地の保全、畑作物等の利活用が課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

(既存水田の維持)当地域の農業経営者の高齢化率は67.4%(2020年農林業センサス)と高齢化している。地域農業の大宗を占める水稻生産農家において、新たな栽培作目に転換する農業者は少なく、現状の水田の維持、水稻を中心とした営農の継続が基本となる。水田の維持、耕作管理を効率的に行う営農体系を構築するため、農地の集積、スマート機器の導入、基盤整備等を通じて生産性の向上を図る。

(担い手の確保・育成)50歳未満の農業経営者は9.7%と少数であるが、農業所得の向上を目指す経営体、集落営農組織の育成・強化、新規作物に転換を希望する経営体への支援、多様な農業人材の受入れ促進等により、地域内の担い手の確保・育成を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
中山間地における当地域の農業生産活動が継続するよう、集落の実情にあった形態で営農を継続するとともに、地域内、地域外の担い手への農地集積を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	28.6	%	将来の目標とする集積率
			57.2 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
中山間地域の農業生産活動が継続するよう、集落の実情にあった形態で営農を継続するとともに、担い手(認定農業者、集落営農組合等)を中心に農地集積の面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
担い手のいる集落は、経営資源を活かし農業上の利用を図りながら担い手への集積・集約化、または作業受委託を促進する。担い手が不足する集落は、奥出雲町・奥出雲町農業委員会、農地中間管理機構、島根県農業協同組合等の関係機関が連携し、地域の合意形成を図りながら担い手の育成、出し手と受け手のマッチングにより農地集積を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
今後、農業をリタイヤ・経営転換する人は、担い手の意向を踏まえ、農地中間管理機構を通じて担い手に貸し付ける。また、担い手の分散錯誤する農地については、担い手間の調整により利用権の交換を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
農業者において農地の効率的な維持管理ができるよう、圃場の大区画化、排水対策、灌漑施設整備など農業基盤整備を進める一方、農業者が必要とする基盤整備を積極的に取り組めるよう、各種補助事業を活用し、農家負担の軽減に努める。事業の実施にあたっては、担い手への農地集積、農地中間管理事業の活用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新たに農業を営もうとする就農者や農業を担う多様な人材確保に向け、奥出雲町、島根県東部農林水産振興センター・雲南事務所農業部、島根県農業協同組合等の関係機関が連携し、就農希望者に対する相談、農業経営や技術指導、農業機械等の資金調達、農地のあっせんなどサポート対応を行い、農業経営安定に向けた研修と知識習得により農業人材の育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業機械を有する担い手(農業法人、集落営農組織等)を中心に、基幹的農作業をはじめとする農作業受託事業を促進し、地域内の農地維持、耕作管理を効率的に行う営農体系を構築する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ等の鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の効果的な設置の推進と捕獲の実施体制の維持強化を図る。
②水田における水稻栽培において、堆肥施用、減農薬・減化学肥料による特別栽培米の生産を推進する。
③スマート農業の機器導入により作業の省力化、効率的な農業を推進し、営農の継続と生産性向上を図る。
⑦日本型直接支払制度等の各種補助事業を活用し、農地保全をはじめ、生活環境や景観を守る取組を推進する。
⑧農業経営の改善と安定を目指し、農業者の営農類型に応じたハウス、生産施設などの整備を進める。
⑨仁多米の栽培方針である和牛堆肥を施用した土づくりを推進するため、和牛飼養農家との耕畜連携を図る。
⑩将来に向けて営農を継続できる生産基盤を整備するため、農地耕作改善事業等を活用し、農地の集積を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻、作業受託	4.3 ha	ha	水稻、作業受託	10.7 ha	ha	A	
認農法		水稻、作業受託、肉用牛、そば	21.6 ha	ha	水稻、作業受託、肉用牛、そば	45.0 ha	ha	B	
認農		水稻	1.5 ha	- ha	水稻	6.0 ha	- ha	C	
認農		水稻、肉用牛、作業受託	14.0 ha	ha	水稻、肉用牛、作業受託	15.2 ha	ha	D	
認農		肉用牛(繁殖)、水稻	2.1 ha	- ha	肉用牛(繁殖)、水稻	3.0 ha	- ha	E	
認農		水稻、施設野菜	0 ha	- ha	水稻、施設野菜	0.3 ha	- ha	F	
認農法		水稻、作業受託、採種、苗物	7.0 ha	ha	水稻、作業受託、採種、苗物	5.9 ha	ha	G	
認農法		水稻、大豆、そば	20.9 ha	ha	水稻、大豆、そば	26.0 ha	ha	H	
認農法		水稻、水稻作業受託	24.7 ha	ha	水稻、水稻作業受託	23.0 ha	ha	I	
認農		水稻、農泊、農業体験	1.0 ha	- ha	水稻、農泊、農業体験	1.0 ha	- ha	J	
認農法		水稻、水稻作業受託	12.9 ha	ha	水稻、水稻作業受託	16.4 ha	ha	K	
認農法		水稻、作業受託	11.8 ha	ha	水稻、作業受託	11.8 ha	ha	L	

集		水稲作業受託等	－ ha	ha	水稲作業受託等	－ ha	ha		任意組織
集		水稲作業受託等	－ ha	ha	水稲作業受託等	－ ha	ha		任意組織
集		水稲作業受託等	－ ha	ha	水稲作業受託等	－ ha	ha		任意組織
集		水稲作業受託等	－ ha	ha	水稲作業受託等	－ ha	ha		任意組織
集		水稲作業受託等	－ ha	ha	水稲作業受託等	－ ha	ha		任意組織
集		水稲作業受託等	－ ha	ha	水稲作業受託等	－ ha	ha		任意組織
集		水稲作業受託等	－ ha	ha	水稲作業受託等	－ ha	ha		任意組織
集		水稲作業受託等	－ ha	ha	水稲作業受託等	－ ha	ha		任意組織
利用者		肉用牛、飼料作物、ソバ	11.3 ha	ha	肉用牛、飼料作物、ソバ	11.3 ha	ha	M	
利用者	個人農家等	別紙のとおり			ha		ha	ha	黄色ほか
計	21経営体		133.1 ha	0 ha		175.6 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
		該当なし	

6 目標地図（別添のとおり）